

防災士 藏本博幸の



防災術 お届け便

HIROYUKI KURAMOTO



1972年、3月生まれ
2014年4月、白糠郵便局長として着任。
2017年1月に防災士に認定。妻と娘との3人暮らし。趣味は読書。好きな食べ物は「柳だこの珍味」と日本酒

No.8

災害後の支援・補償

○住まいの保険

家財や住宅の損害に対して補償をしてくれる保険や共済は、事前に加入しておくことが大切です。しかし、一般的な「火災保険」だけでは、火山噴火や地震、津波を原因とする損害は補償されないことから「地震保険」にも加入する必要があります。今一度、加入されている保険証券や証書を確認し、不明な点は保険会社に問い合わせてみましょう。

どんな保険でも1年に1回はその内容を確認することが、保険を上手に活用するコツです。

○罹災証明は必ずもらうこと

災害を原因とする損害を保険で補償してもらうときには、その被害を証明する「罹災証明書」が必要になる場合がほとんどです。

罹災証明書は、役場2階の10番窓口（地域防災課）または釧路市西消防署白糠支署で発行してもらえます。被害の状況が分かる写真などの資料を持参するとより良いです。

修理や後片付けをしましてからでは、被害の調査をする際に証明が困難になることがあります。まず

は、スマートフォンなどで被害状況などを写真撮影しておくことが肝心です。また罹災証明は、税金の減免や各種融資などの申請に必要なものが多いです。

○被災者生活再建支援金

被災により全壊した世帯が10世帯以上あった市町村を対象に、生活の基礎となる住宅の解体や新築、補修、借家の費用などを支援する国の制度があります。

町が受付窓口となり北海道がとりまとめ、国になりかわって最大で300万円の支援金支給を行います。

申請期間は13カ月以内となっているので、役場1階の2番窓口（介護福祉課社会福祉係）に相談しましょう。



高齢者や乳幼児、持病があるなど、それぞれの状況に応じた準備と併せて、避難方法や家族内の約束事などの再確認を。

今年（今年）は元日から大きな地震（能登半島地震）が起こり、今も余震が続いていますが、そのような状況で停電や断水、さらには感染症の流行など、厳しい寒さの中で避難生活を送られている方々は、本当に大変な思いをされていると思います。一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまやご家族に心からお見舞い申し上げます。

さて、元日の地震が「もしも白糠町で起きていたら」と想像した人も多いのではないのでしょうか。

いつ起こるか分からない災害に對して、日頃から備えておくことが大切で、改めてこれまでの「防災術お届け便」を読み返して、防災について考えていただければと思います。

今回は災害後の支援や補償について紹介します。

私は郵便局長という仕事の関係でさまざまな保険について相談にのっています。万が一、病気で入院した際や交通事故の補償など、その原因によって保険の種類はいろいろです。加入直後は覚えていても1年後は、その中身を忘れている方も少なくありません。

「火災保険・地震保険」と呼ばれる保険では、ご自宅が壊れてしまった後にどのような補償がされるのか、生活再建を進めるためにどのような支援があるのかを紹介していきます。